

重要事項説明書（訪問介護）

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社フレーバー
主たる事務所の所在地	知多郡阿久比町植大前崎38
法人種別	営利法人
代表者名	布目裕貴
設立年月日	平成24年2月14日
電話番号	0569-47-5855

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護ほたる
指定番号	愛知県 2375702186号
所在地	知多郡阿久比町植大前崎57
電話番号	0569-47-5855
開設年月日	平成29年9月1日
通常の事業の実施地域	半田市、阿久比町
サービス提供責任者	布目かおり（介護福祉士）

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、訪問介護サービスを提供する。
運営の方針	可能な限り居宅での生活をおくる事が出来るように、機能訓練及び日常生活上の介護を行う。また、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

4 ご利用事業所の職員体制

職種	員数	勤務の態勢
サービス提供責任者	1人上	常勤兼務1名
訪問介護員	2.5人以上	常勤1名、常勤兼務1名、非常勤1名 以上

5 営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	上記時間を中心に、必要に応じて対応します

6 サービスの概要

身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
生活援助	自立生活支援のための見守りの援助	入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
	買物	ご利用者様の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	ご利用者様の食事の用意を行います。
	掃除	ご利用者様の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	ご利用者様の衣類等の洗濯を行います。

7 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。（1Kmあたり50円）
--

8 キャンセル料

当日 2000円	前日 1000円
----------	----------

9 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日 午前9時～午後6時 電話 0569-47-5855 担当者：サービス提供責任者 布目 かおり
阿久比町役場健康ふくし課介護保険係	電話	0569-48-1111
半田市役所福祉部介護保険課	電話	0569-84-0649
愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護サービス苦情相談窓口	電話	052-971-4165

10 利用料金

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割又は2割又は3割が自己負担）
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他の費用（全額自己負担）

介護保険の適用を受けるサービス

身体介護1（30分）	244単位（昼）	305単位（早朝夜）	366単位（深夜）
身体介護2（60分）	387単位（昼）	484単位（早朝夜）	581単位（深夜）
生活援助2（45分）	179単位（昼）	224単位（早朝夜）	269単位（深夜）
生活援助3（60分）	220単位（昼）	275単位（早朝夜）	330単位（深夜）
身体1生活1（45分）	309単位（昼）	386単位（早朝夜）	464単位（深夜）

処遇改善加算Ⅱ（総単位数の22.4%に相当する単位）

11. 虐待の防止について

利用者等の人権の養護・虐待の防止の為に従業者に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。また、サービス提供中に従業者又は養護者による虐待を疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

12. 身体拘束について

原則として身体拘束は行いません。ただし、利用者本人または他人の生命や身体に危険が及ぶことが考えられる場合は、利用者に対して説明をし同意を得た上で、マニュアルに則り必要最低限の範囲で行う場合があります。

13. 非常災害対策について

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知します。また、定期的に必要な避難・救出訓練をします。

14. 衛生管理について

- (1) 施設、備品、食品などの衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において、感染症が発生・まん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒や感染症の発生を防止する為に、必要に応じて保健所等の助言・指導を求めると共に連携に努めます。

15 緊急時の対応方法

- ①サービス提供中に容態の変化等があった場合には、緊急連絡表に基づいて、利用者の主治医・救急隊・家族への連絡を速やかに行います。
- ②大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪の警報発表の場合等、安全に移動する事が難しい場合サービスを休止する場合があります。その場合、利用者の家族への連絡を速やかに行います

16 損害賠償保険への加入

- 当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。
- ・加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損保
 - ・保険の内容 介護保険・社会福祉事業者 総合保険

17 個人情報の取扱いについて

当事業所では、個人情報保護法および関連法令を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱います。個人情報は、サービス提供・行政への報告・保険請求等に使用します。第三者に提供する場合は、原則として事前に利用者または家族の同意を得ます。開示・訂正・削除の請求がある場合には、所定の手続きに従い速やかに対応いたします。

18 訪問介護計画と提供記録

ご利用者ごとに「訪問介護計画書」を作成し、内容をご説明・同意を得た上でサービスを提供します。訪問ごとに「訪問介護記録」を作成し、必要に応じてご本人・ご家族・居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）と情報共有します。

19 感染症・災害時における業務継続（BCP）について

感染症のまん延や大規模災害発生時にもサービスを継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。定期的な研修や訓練を通じて職員に周知しており、必要時には行政・他機関と連携を図ります。

20 ハラスメントの防止について

職員・利用者が安心してサービスを受けられるよう、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止に努めています。利用者からの不適切な言動や要求が繰り返される場合、必要に応じて契約の見直しや対応方針を検討します。

令和 年 月 日
(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者
主たる事務所所在地 知多郡阿久比町大字植大字大野崎 18-2
名称 訪問介護 ほたる
株式会社フレーバー 代表取締役布目裕貴

(甲) 私は、本書面に基づいて甲から上記重要な事項の説明を受けました。
私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲1) 利用者 住所
氏名

(甲2) 利用者の家族 住所
氏名